

議案第156号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第103号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条第104号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同条第105号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,000円」を「9,600円」に改め、同条第106号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,000円」を「9,600円」に改め、同条第107号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,000円」を「21,000円」に改め、同条第108号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳処理業」を「集乳業」に、「21,000円」を「9,600円」に改め、同条第109号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同条第110号中「第5

2条第1項」を「第55条第1項」に、「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同条第111号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「集乳業」を「食肉処理業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第112号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第113号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第114号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同条第115号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同条第116号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第117号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類競り売り営業」を「食肉製品製造業」に改め、同条第118号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚肉練り製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同条第119号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冰雪製造業」に改め、同条第120号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第121号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同条第122号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「14,000円」を「16,000円」に改め、同条第123号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「21,000円」を「16,000円」に改め、同条

第124号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同条第125号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第126号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第127号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第128号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「<sup>しょう</sup>醬油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第129号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第130号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第131号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同条第132号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,000円」を「21,000円」に改め、同条第133号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同条第134号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同条第135号及び第136号を次のように改める。

(135)及び(136) 削除

第2条第137号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「前号」を「第134号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第138号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第136号」を「第134号」

に改め、同条第152号を次のように改める。

(152) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく改正前の条例第2条第103号から第111号まで、第113号から第123号まで及び第125号から第136号までに掲げる営業の許可（以下「旧許可」という。）を受けた者が、当該旧許可の有効期間の満了に際し引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けようとする場合（当該旧許可に係る営業が改正後の条例第2条第103号から第119号まで、第121号から第130号まで及び第132号から第134号までに掲げる営業のいずれかに該当する場合に限る。）であって、この条例の施行の日以後に申請したときにおける手数料の額は、改正後の条例第2条第103号から第119号まで、第121号から第130号まで及び第132号から第134号までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に4分の3を乗じて得た額とする。

3 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第2項又は第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定に基づく魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業の許可の申請に対する審査については、改正前

の条例第2条第152号の規定は、なおその効力を有する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等の許可の申請に係る手数料の新設等を行い、営業の許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の申請に係る手数料の額を改定し、及び神奈川県魚介類行商等に関する条例の廃止に伴い同条例に基づく営業の許可の申請に係る手数料を廃止するため、この条例を制定するものである。